

やまなし担い手サポート農地整備事業のご紹介 (R6年度)

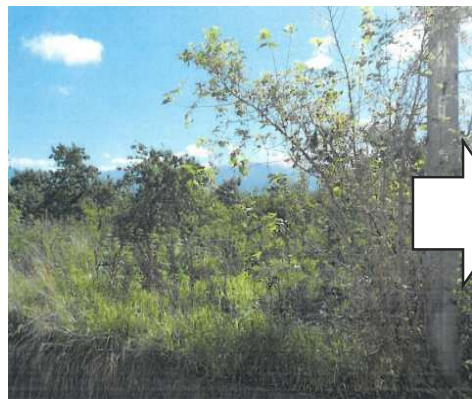
農業経営規模の拡大や荒廃農地の解消に活用が可能

実施主体	要件	支援の内容	補助率
(1) 機構借受農地整備事業			
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・農地中間管理機構 <p>※市町村の予算措置が必要</p>	<p>中間管理機構が農地中間管理権を取得した農地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①再生作業 (障害物除去・処分) ②農業用排水施設 ③通作路の整備 ④暗渠排水 ⑤客土 ⑥区画整理 ⑦農地保全 (法面保護、湧水処理等) ⑧果樹棚・ハウス施設等の修繕 	<p>10アールあたり 40万円以内</p>
(2) 企業的農業経営推進支援モデル事業(拡充)			
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・土地改良区 ・農協 ・農地中間管理機構 ・その他知事が 適当と認める者 <p>※市町村の予算措置が必要</p>	<p>企業的経営面積が1ヘクタール(10,000㎡)以上</p> <p>※規模拡大を行う場合、拡大した面積を含む県内の企業的経営面積が1ヘクタール以上(果樹・野菜のハウス施設栽培の場合は、50アール以上)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①生産基盤整備 (農業用排水施設、農道、区画整理等) ②換地、交換分合等 	<p>事業費の50%以内</p> <p>※その他条件があります</p>
(3) 地域計画実現支援事業(新規)			
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・土地改良区 ・農協 ・NPO及び地域活動組織 ・その他知事が 適当と認める者 <p>※市町村の予算措置が必要</p>	<p>・<u>地域計画の策定が確実に見込まれる地域(目標地図の素案作成がされていること)</u>。または、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金事業等による共同活動を行っている地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の対象地域に、市町村の農業委員会が行う利用状況調査における、荒廃農地が含まれていること ・農地利用計画を作成し、その達成が見込まれること 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用排水 ・農道 ・区画整理等 ・上記の基盤整備に併せて行う事業(①～③) ①地域計画に位置づけられることが確実な新規就農者に対して、営農を開始するために必要な土壌改良の実施 ②換地、交換分合等 ③特認整備(知事が特に必要と認める事業) 	<p>事業費の50%以内</p> <p>※その他条件があります</p>

お問い合わせ先などにつきましては、裏面をご覧ください

(1)「機構借受農地整備事業」 活用事例

■再生作業(雑木等の除去、処分)



〈荒廃した農地〉



〈雑草、雑木の伐採・伐根〉



〈整備後の農地〉

■進入路の整備



〈進入路設置、段差の解消〉



〈整備後〉

(2)「企業的農業経営推進支援モデル事業」活用事例



生産基盤整備〈造成、整地工事〉

※いずれの事業も鳥獣害防止柵の整備は対象外です。

※年度予算に限りががありますので、活用にあたっては、最寄りの市町村農政担当部署、または 県の農務事務所地域農政課までご相談ください。

【お問い合わせ】

山梨県農政部 担い手・農地対策課 荒廃農地活用推進担当

山梨県甲府市丸の内一丁目6-1 (Tel:055-223-1611)

中北農務事務所(Tel:0551-23-3078) | 峡東農務事務所(Tel:0553-20-2708)

峡南農務事務所(Tel:055-240-4114) | 富士・東部農務事務所(Tel:0554-45-7826)